平成２８年（フ）第３４号
愛知県あま市西今宿梶村一32番１号、前住所三重県松阪市大平尾町55番地　コーポフレグランス　Ａ－201号
破産者　岩橋　史子
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第３６号
三重県松阪市外五曲町19番地１
破産者　有限会社ラム工芸舎
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第３７号
三重県松阪市外五曲町19番地１　エスポア21　308号
破産者　木田　　茂
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第１１３号
鳥取県米子市尾高1988番地41
破産者　有限会社枠建
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第４号
鳥取県境港市外江町2226番地１
破産者　有限会社クーリエ宅配サービス
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１０号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1966番地の５
破産者　有限会社中村工務店
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
埼玉県比企郡滑川町大字都６番地１
破産者　株式会社プライム
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２６４号
神奈川県座間市相模が丘３丁目44番１号　ソレイユ相模が丘106号
破産者　辻井　博之
１　決定年月日　平成28年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１１７号
北海道旭川市春光６条８丁目８番３号　ミサワマンションＡ－２、申立時の住所北海道旭川市永山３条１丁目４番24号
破産者　押山　政宏
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０９０号
横浜市緑区三保町2662番地
破産者　酒井　正覚
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７５号
神奈川県川崎市宮前区宮崎２丁目２番地30号
破産者　株式会社エイ・ワイ商事
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２６９号
静岡県富士宮市北山5238番地
破産者　株式会社朝日組
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２１２号
静岡県磐田市福田321番地１
破産者　西南開発株式会社
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２０５３号
大阪市城東区東中浜８丁目４番23号
破産者　有限会社共栄技研
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８９０号
（最後の住所）大阪市大正区南恩加島４丁目３番20号
破産者　被相続人亡近藤透相続財産
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２２０号
大阪府豊中市少路２丁目３番55－310号
破産者　有限会社やなせ
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８６号
堺市美原区多治井232番地214
破産者　有限会社丸進
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２７７号
神戸市中央区中山手通１丁目23番16号
破産者　有限会社トリトン
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８号
岡山県総社市中原56番地25
破産者　株式会社トウカ
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
岡山県総社市中原56番地25
破産者　藤岡　俊彦
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第３８６号
福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎870番地の１
破産者　株式会社みさき物流
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２４７号
熊本市中央区練兵町43番地
破産者　ＪＩＮ株式会社
１　決定年月日　平成28年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係